

# 2019年度PTA家庭教育啓発支援事業 募集要項

## 1 事業の趣旨

「社会全体で子どもをはぐくむ運動」の一層の気運醸成と学校と地域が連携して家庭教育を支える仕組みづくりを進めるため、「PTA家庭教育啓発支援事業」を実施します。

この事業は、PTAからの提案をもとに、家庭教育支援の課題の解決や学校生活の充実のために先導的又は広域的な取組をモデル事業として実施するものです。

## 2 募集する事業

以下の家庭教育支援の取組等に資する先導的又は広域的な事業を企画提案し実践していただけるPTAを募集します。(2団体)

- ・いじめ防止に向けた家庭での取組の啓発、強調週間や事前事後アンケート、校区への広報
- ・児童や保護者のメディア事前事後アンケート実施、SNSの適正な利用についての話し合い、親子情報モラル教室やゲームやスマートフォン等の使用についての我が家のルール作成
- ・学習習慣や家庭読書の意識を高めるための親子講座や啓発リーフレット作成
- ・生活習慣改善教室、継続したよりよい生活習慣づくりへの実践と実践記録の作成
- ・コミュニケーション力や子どもの社会性を育てる効果的な家庭教育学級の実践 など

## 3 応募条件

- ・事前事後のアンケート調査等を必ず実施し、取組の効果を明確にすること。現状や課題を把握した上で取組を開始することとし、児童・生徒・保護者の変容と家庭での取組内容や事業の成果・課題を事業実施報告書等により報告していただきます。
- ・取り組んだ内容や成果・課題等を校区内や地域等に対して広報を行い、家庭や地域の教育力を高めることに貢献する企画であること。
- ・調査の内容や調査及び広報の実施時期、実施方法等を事業企画書(様式第2号)に記載すること。記載がないものは失格とします。

## 4 事業の実施期間

契約締結日から令和2年2月末日までの間で、事業に必要な期間とします。

## 5 委託料

1団体8万円を上限とします。

## 6 対象となる経費(消費税を含む。)

事業実施のための諸謝金(講師)、旅費(講師等)、消耗品費、印刷製本費、使用料及び賃借料、通信運搬費及び新潟県が必要と認めたその他の経費

## 7 応募方法

(1) 提出書類 原本1部

- ① 事業提案書(様式第1号)
- ② 事業企画書(様式第2号)
- ③ 収支予算書(様式第3号) \*選定事業決定後に提出していただきます。
- ④ 団体の役員名簿(様式第4号) \*選定事業決定後に提出していただきます。

## (2) 提出方法

郵送又は持参

## (3) 募集期間

平成31年4月25日(木)から令和元年5月31日(金)まで

## (4) 提出先・問い合わせ先

新潟県教育庁生涯学習推進課 青少年家庭教育係

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

TEL:025-280-5617 FAX:025-284-9396 E-Mail: ngt500060@pref.niigata.lg.jp

## 8 選考方法等

提出書類による審査を行い、審査の結果については6月中に団体へお知らせします。

## 9 事業実施に向けた協議・契約締結

(1) 選定された事業の実施PTAは、事業を効果的に実施するために、企画提案書を基本として、事業の細部(事業内容・事業費・事業期間・役割分担・実施方法等)を協議、調整し、事業計画書等を作成します。

(2) 委託契約を締結します。

※委託契約締結後、委託料の前金払いの請求をすることができます。

## 10 事業の実施

委託契約締結後、速やかに事業を実施していただきます。

必要に応じて、県と協議を行いながら事業を実施していただきます。

## 11 事業実施報告書・収支決算書等の提出

事業終了後30日以内もしくは令和2年2月末日のいずれか早い期日までに、事業実施報告書・収支決算書等を提出していただきます。

※委託金の額は、事業実施報告書・収支決算書等の内容を審査したうえで確定します。

※委託金の前金払いを受けた場合は、精算の手続きが必要となります。精算の結果、実際に要した経費が県の委託金額を下回った場合は、返還となります。

## 12 情報公開と事業の振り返り

(1) 事業の実施状況及び前項の報告等内容については、その概要を県のホームページ等により公開します。ただし、個人情報に関わることについては公開の対象としません。

(2) 事業完了後、最終振り返りを行い、事業の実施結果を公表します。

## 13 個人情報の取扱いについて

委託事業の実施に伴う企画提案書等提出書類の個人情報については、事業実施のためだけに使用し、それ以外の目的では使用しません。

## 14 その他

(1) 事業実施経費については、収入及び支出を記載した帳簿を備えて、経理状況を明らかにし、関係書類を5年間保存してください。

(2) 応募に要する経費については、応募団体の負担とし、県ではこれらに係る経費については一切支給しません。

- (3) 契約に伴う印紙税及び県との打合せに係る旅費については、企画提案が選定された団体の負担とし、県ではこれらに係る経費については一切支給しません。
- (4) 次の場合は失格とします。
- 7(1)の提出書類に虚偽があることが判明した場合